

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【子ども家庭局科学館管理課】

2

北九州市告示第269号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市科学館分館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月11日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	令和4年4月28日から令和5年3月31日まで